機械保全	（略）	（略）	（略）	（略）
シャッター施工	一般社団法人日本シャッター・ドア協会	東京都千代田区九段南三丁目七番十四号	シャッター施工職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験	令和七年二月四日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第一条及び第十八条の規定に基づき、調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

調理師法施行規則の一部を改正する省令

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

機械保全	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　（略） ２　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　次のいずれかの者に該当することを証する書類 イ　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条第一号の調理師養成施設において一年以上調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者 ロ　法第三条第二号に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者 二　（略） （削る） （技術審査の実施） **第十五条**　技術審査は、毎年少なくとも一回行う。 ２・３　（略）	（免許の申請手続） **第一条**　（略） ２　令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条各号の一に該当する者であることを証する書類 二　（略） 三　麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書 （技術審査の実施） **第十五条**　技術審査は、毎年少なくとも一回行う。 ２・３　（略）